萩 農 第 7 8 8 号 令 和 7 年 2 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名		萩市
(市町村コード)		(35204)
地域名		大島地域
(地域内農業集落名)		(大島全域)
物業の針甲を取り		令和 6年10月29日
協議の結果を取りる	たとめた平月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、離島のため条件不利な地域であるとともに、農業者の高齢化や資材及び農業用機械価格の高騰に伴い、農業所得が減少し、離農者が増加傾向にある。また、島北部で耕作放棄地が増加している。 このことから、UJIターン者である若手の担い手を育成・確保し、農地集積により、農地の維持を図り、地域が一体となって推進を検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大島地域は、水田がほとんどなく、畑作物を中心とした作付けが行われており、葉タバコを主に作付けされてきたが、需要の減少により、ソバやブロッコリーへの作付け転換が行われている。 近年、UJIターンによる新規就農者も増加していることから、これらの担い手へ農地集積を図る。

これまで生産が盛んであった葉タバコについては、作付けを減少させ、代替作物として、ブロッコリーの作付けを行ない、栽培指導等により進行を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

٠.			
	区域内の農用地等面積		169 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、作物の作付けが行われていない北部沿岸農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理事業を活用し、担い手に農地集約化を図る。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	予定なし
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	移住者及びUJIターン者を中心に確保・育成を行う
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】